

定 款

公益社団法人

小豆島法人会

公益社団法人小豆島法人会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人小豆島法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を香川県小豆郡土庄町に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税知識の普及を目的とする事業
- (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
- (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- (4) 地域企業の健全な発展に資する事業
- (5) 地域社会への貢献を目的とする事業
- (6) 会員の交流に資するための事業
- (7) 会員の福利厚生等に資するための事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、おもに土庄税務署管内を中心として香川県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 土庄税務署管内に所在する法人(管内に事業所を有する法人を含む。)で、本会の目的及び事業に賛同して入会したもの
- (2) 特別会員 本会の事業を賛助するため入会したもの

2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 本会の正会員又は特別会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、入会することができる。

(会 費)

第 7 条 会員は、総会の決議を経て、別に定めるところにより会費を納入するものとする。

2 既納の会費は原則としてこれを返還しない。

(会員資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 法人の解散
- (3) 死亡
- (4) 除名
- (5) 正当な理由なく会費を3年以上滞納したとき
- (6) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第 9 条 本会を退会しようとする会員は、理事会の定めるところにより退会手続きを行い、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為があったとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に対し、総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

第 4 章 総 会

(種類及び構成)

第 11 条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、いずれも正会員の全員をもって組織する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(開催及び招集)

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

3 総会は、開催の日から少なくとも1週間前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して会長がこれを招集する。

(議 長)

第14条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(正会員の議決権)

第15条 正会員は各1個の議決権を有する。

2 正会員は、前項の議決権を行使するための総会に各1名の代表者を出席させる。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。この場合、委任した正会員は出席したものとみなす。

(決 議)

第16条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であつて、正会員数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第17条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から総会において選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第18条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 35名以上60名以内
 - (2) 監事 5名以内
- 2 理事のうち1名を会長、6名以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
 - 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他それに準ずる相互の密接な関係である者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 会長は、本会を代表し、会務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。
 - 4 会長及び副会長は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- 4 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。
- 5 前項の規定による請求の日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、直接理事会を招集することができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2回目の事業年度の終了後の通常総会終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2回目の事業年度の終了後の通常総会終結のときまでとする。
- 3 理事又は監事については再任を妨げない。
- 4 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

(役員報酬)

第24条 理事及び監事は、無報酬とする。

(損害賠償責任の免除)

第25条 本会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の役員
の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議
によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度
として免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第26条 本会に、顧問及び相談役を若干名置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問及び相談役の任期は2年とする。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事全員をもって構成する。
- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 顧問及び相談役は、理事会の要請により、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数及び決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第32条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 正副会長会

(正副会長会)

- 第33条 本会の事業を推進するため、理事会の決議により任意の機関として、正副会長会を設けることができる。
- 2 正副会長会は、会長及び副会長をもって構成する。
 - 3 正副会長会は、本会の運営に関する重要事項について審議し、理事会に参考意見を表明する。

第9章 委員会、部会及び支部

(委員会)

- 第34条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会及び支部)

- 第35条 本会の事業を推進するため、理事会の決定により任意の機関として、部会及び支部を設けることができる。
- 2 部会及び支部の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 資産及び会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(資産の区分)

- 第37条 本会の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 公益法人への移行日以後に、基本財産として寄付された財産
 - (2) その他、理事会において基本財産とすることを決議した財産

- 3 本会の公益法人への移行時の基本財産は、前項第2号の財産で別表に掲げるものとする。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第38条 基本財産は、本会の目的を達成するため適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 止むを得ない理由により、基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、理事会の承認を得なければならない。

(資産の管理運用)

- 第39条 本会の資産の管理運用は、理事会において別に定める方法により会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

- 第40条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録

(備付け帳簿及び書類)

- 第42条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告)

第47条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他止むを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第13章 事務局

(事務局)

第48条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、理事会の議決を経て会長がこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第14章 補 則

(細 則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は、次のとおりとする。 岡田隆秀
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則 (平成25年6月18日改正)

- 1 この定款の変更は、平成25年5月27日から適用する。

別表 基本財産 (第37条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	百十四銀行 土庄支店 1,500,000円
定期預金	香川銀行 小豆島支店 1,000,000円
定期預金	高松信用金庫 土庄支店 1,000,000円
定期預金	香川県農協 土庄支店 1,500,000円